

くらしの

鍵

商品やサービスを購入する際の契約の問題、架空請求、パソコンや携帯電話のインターネットにおける情報利用料に関するトラブルなどが増え続けています。ここでは、暮らしに役立つ消費生活の基礎知識を紹介します。

No.21

困ったときは、早めに相談を

生活・消費相談センター

(市役所3階 総務課内)

毎週月～金曜日 8:30～17:15

※祝日は除く

電話 21-6682

携帯電話の契約時の トラブルについてのアドバイス



春は携帯電話の新規契約が多くなる時期です。
今回は携帯電話の新規契約の際に生じやすいトラブルについて、
皆さんにアドバイスします。

1

携帯電話端末の価格は販売店によって異なります。 また、支払条件をよく確認しましょう。

- 携帯電話端末の販売価格は、どこの販売店でも同じというわけではありません。販売店によって、さまざまなサービスや販売方法がありますので、十分に比較した上で購入するかどうか判断しましょう。

2

オプションサービスを契約する場合には、 料金・解約条件・必要性をよく確認しましょう。

- オプションサービスはあくまでも追加的なサービスです。携帯電話事業者によれば、これを契約しないと、携帯電話サービスそのものの契約ができないということはありません。

3

契約内容は、よく説明を受け、規約等を読んで確認しましょう。

- 販売店等には、契約する前に、解約条件など基本的な契約内容等を利用者に説明することが義務づけられていますので、しっかりと説明を受けて確認しましょう。

4

ポケット通信料金は予想外に高額になることがありますので注意しましょう。

- 携帯電話でウェブサイトの閲覧やメールで写真の送受信を頻繁にした場合に、ポケット通信料金が高額になることがあります。ポケット通信料金が一定額で収まる料金プラン(定額制プラン)に加入することにより、料金が高額になることを防ぐことができます。

広報 **いずも** 第122号

編集:広報情報課
〒693-8530 出雲市今市町70
TEL(0853)21-8578・FAX(0853)21-6509
Mail:kouhou@city.izumo.shimane.jp
出雲市のホームページ
<http://www.city.izumo.shimane.jp/>

毎月第2・4木曜日発行

(発行日を一部変更する月があります)

発行日:平成22年(2010)4月8日

発行:出雲市

市政や広報へのご意見・ご質問は
広報情報課または各支所の地域振興課へ

平田支所 TEL63-3111 湖陵支所 TEL43-1212
佐田支所 TEL84-0111 大社支所 TEL53-4444
多伎支所 TEL86-3111

介護保険料
第1期の納期は

4月16日(金)～
4月30日(金)です。

期限までに忘れずに納めましょう。

●市民税課(TEL21-6703)●